

# 港工同窓会 会則（抄）

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は港工同窓会と称う。

第 2 条 本会は次の目的を持つ。

1. 本会は会員の相互親睦に努める。
2. 本会は母校を愛し母校の歴史・伝統を後世に伝えるよう尽力する。

第 3 条 本会は下記に事務所及び連絡所を置く。

1. 本会は事務所を東京都立六郷工科高等学校内に置く。
2. 本会は連絡所を千葉県野田市七光台 1 5 8 - 5 に置く。

## 第 2 章 会 員

第 4 条 本会会員を次のように分ける。

1. 正会員は旧都立港工業高等学校、旧東京市立・都立高輪工業学校、旧東京市立工業補習夜学校、旧東京市立第一工業補習夜学校、旧東京市立第一実業学校、旧東京市立・都立麻布工業学校、旧東京市立麻布商工学校、旧東京市立麻布商工実務学校を卒業または修業したもので所定の手続きを終えたもの。
2. 特別会員は上記各学校の旧職員とする。
3. 名誉会員は本会に功労あるもので役員会の推薦により総会の承認を得たもの。

## 第 3 章 事 業

第 5 条 本会は次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡及び共助に関すること。
2. 広報誌・図書の発行及びホームページの作成と公開。
3. その他必要とみとめること。

## 第 4 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く。役員任期は各 1 年とし重任は妨げない。

ただし名誉会長はこの限りでない。

1. 名誉会長 1 名、特別会員中より役員会推薦により推戴することができる。
2. 会長 1 名、会員中役員推薦により総会の承認を得たもの。
3. 副会長 2 名、理事の互選によるもの。
4. 理事 30 名、幹事の互選によるもの。
5. 理事は、総務・会計・広報・資料管理を理事の互選により分担する。ただし兼務は防げない。
6. 会計監査 2 名、理事の互選によるもの。
7. 幹事、各同期同級会員の互選による 2 名。
8. 顧問若干名、特別会員及び本会役員経験者中役員推薦したもの。

第 7 条 役員は次の任務を負う。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は之に代わる。
3. 理事は本会の運営に当たる。
4. 会計監査は会計監査を行う。
5. 幹事は理事を補佐し、会務を分掌する。

第 8 条 会長は定期または臨時に役員会を開き、会務に関する案件を審議する。

## 第 5 章 総 会

第 9 条 通常総会は毎年 1 回これを開く。ただし会長必要と認めたときは臨時総会を開く。

第 10 条 総会にて次の事業をなす。

1. 会務報告。
2. 会則の改定、但し出席会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。
3. 会員相互の交歓
4. その他必要な事項。

## 第 6 章 会計及び基本財産

- 第 11 条 本会の経費は会費寄付金雑収入をもって支弁する。
- 第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 13 条 本会の収支決算は会計監査の承認を得、毎年通常総会の際これを報告する。
- 第 14 条
1. 入会金及び会費として 5,000 円を卒業時に納入する。卒業時に入会金及び会費を納入しなかったものは随時納入を認める。
  2. 卒業後 5 年を経過した会員は賛助金として、年額 2,000 円を納入する
  3. 総会または行事に際し臨時会費を徴収することができる。
- 第 15 条 一旦受理した会費は如何なる理由があっても返還しない。
- 第 16 条 本会は基本財産を蓄積する。会費・寄付金及び各年度の余剰金は基本財産に編入する。
- 第 17 条 基本財産は会長がこれを管理する。
- 第 18 条 基本財産は理事会の決議によらなければ支出できない。

## 第 7 章 支 部

- 第 19 条 会員多数在住する地には理事会の承認を得て支部を設立できる。
- 第 20 条 支部に関する規定は会則に抵触せぬ限り支部会員が任意にこれを定めても良い。

## 第 8 章 付 則

- 第 21 条 本会は会務処理のため細則を設けることができる。
- 第 22 条 細則については理事会の決議により決する。
- 第 23 条 本則は昭和 24 年 5 月 22 日より効力を発する。
- 第 24 条 本則は昭和 28 年 3 月 31 日より一部を改正、即日効力を発する。
- 第 25 条 本則は昭和 28 年 5 月 20 日より一部を改正、即日効力を発する。

- 第 26 条 本則は平成元年 1 2 月 1 6 日に本会再建に伴い一部を改正し、平成 2 年 3 月 2 5 日臨時総会において決議し、即日効力を発する。
- 第 27 条 本則は平成 2 年 1 1 月 1 1 日一部を改正、即日効力を発する。
- 第 28 条 本則は平成 4 年 6 月 7 日一部を改正、即日効力を発する。
- 第 29 条 本則は平成 7 年 6 月 1 0 日一部を改正、即日効力を発する。
- 第 30 条 本則は平成 1 4 年 4 月 1 日一部を改正、即日効力を発する。
- 第 31 条 平成 1 6 年 3 月 6 日、母校、東京都立港工業高等学校の廃校に伴い、平成 1 8 年 6 月 1 0 日定期総会において本則を大改正し、平成 1 6 年 4 月 1 日にさかのぼり効力を発する。
- 第 32 条 平成 1 9 年 6 月 9 日定期総会において一部を改正、即日効力を発する。
- 第 33 条 平成 2 2 年 3 月 1 3 日臨時総会において一部を改正、即日効力を発する。

附 則 支 章 第 7 章

第 5 章 附 則

附 則 支 章 第 8 章